健衛発０２１８第１号
平成２２年２月１８日

各 都道府県 政令市 特別区 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底について

まつ毛エクステンションによる危害防止については、「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」（平成２０年３月７日健衛発第０３０７００１号当職通知）により、その徹底をお願いしているところであるが、今般、独立行政法人国民生活センター相談部長より、別紙１のとおり、まつ毛エクステンションの危害の相談が依然として増加しているとの情報提供がされたところである。

また、消費者庁政策調整課長より、別紙２のとおり、まつ毛エクステンションに係る安全性の確保について要請がされたところである。

貴職におかれては、管下の美容所等において、かかる行為により事故等のおこることのないよう営業者等に対し周知徹底を図るとともに、消費者に対してもホームページや広報誌などを活用することにより、まつ毛エクステンションによる健康被害について広く情報提供を行うなど、再度、本職通知の趣旨に基づき、美容業務の適正な実施の確保を図られるよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、美容師法違反のおそれのある事案に対する指導・監督の徹底を図っていただくとともに、特に悪質な事例については、捜査機関と連携をとった上で告発も視野に入れた厳正な対応をお願いしたい。

受理
分類記号：
22.2.22
処理期限：　月　日
生活衛生課

（別紙１）

21独国生相第1038号
2010年2月15日

厚生労働省健康局
生活衛生課長　殿

独立行政法人　国民生活センター
相談部長　宮内　良治

「まつ毛エクステンションの危害」の公表について（情報提供）

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当センターの業務につきまして、ご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、当センターではこのたび、まつ毛エクステンションの危害情報をまとめ、事故の未然防止・拡大防止のため2月17日に公表いたします。

つきましては、別紙公表用資料により情報提供いたしますので、よろしくご査収ください。

なお、以下の行政機関・関係団体に要望・情報提供を行っております。

以上

・　別添資料「まつ毛エクステンションの危害」（2月17日公表）

要望先
消費者庁消費者情報課地方協力室

情報提供先
厚生労働省健康局生活衛生課
経済産業省商務情報政策局サービス産業課
日本眼科学会
全日本美容業生活衛生同業組合連合会
財団法人日本エステティック研究財団
日本エステティック振興協議会
一般社団法人日本全身美容協会

健康局生活衛生課
健衛収0216第2号
H22.2.16

〈本件連絡先〉
相談部危害情報室　青山、小坂
電話　03-3443-1208

報道発表資料

平成 22 年 2 月 17 日
独立行政法人国民生活センター

まつ毛エクステンションの危害

厚生労働省は 2008 年 3 月に、東京都公表のまつ毛エクステンション（以下、「まつ毛エクステ」）に関する危害状況を受けて危害防止の徹底をはかる通知文書を出したが、その後もまつ毛エクステに関する危害の相談は増加している。PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に寄せられた相談は、2004 年度以降 156 件となっている（2010 年 2 月 5 日現在）。このうち 100 件以上は、通知が出された後に寄せられた相談である。

厚生労働省はまつ毛に関する施術を美容行為と位置づけているが、まつ毛エクステは美容院だけでなく、エステ店やネイルサロン、さらに最近はまつ毛エクステ専門のサロンでも行われている。これらの店舗で美容師が施術しているかどうかは定かでない。

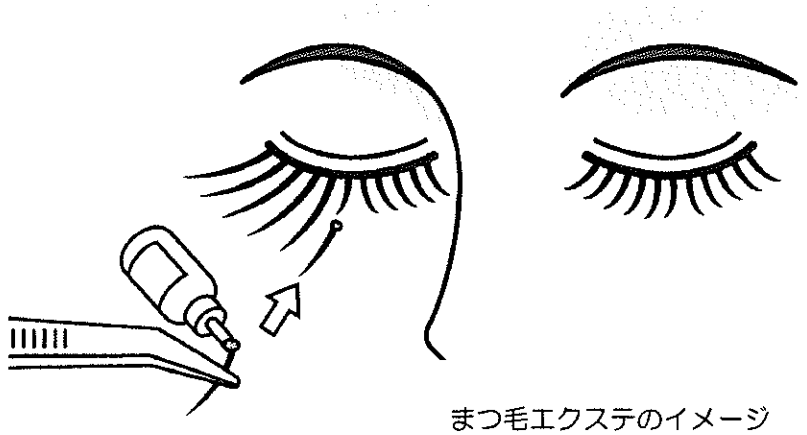
目元というデリケートな部分に行うまつ毛への施術は、接着剤や器具の刺激、また施術者の技術によって特に危害が発生しやすいため、細心の注意が必要である。

そこで、被害の未然防止・拡大防止のため、まつ毛エクステの危害について最近の状況を情報提供する。

1．まつ毛エクステンションとは

シルクや化学繊維などの人工毛を専用の接着剤でまつ毛につけ、まつ毛を長くしたり濃くするなど、ボリュームアップする手法。本数や長さ、カールのタイプ、色などを自分の好みで選べる。最近は人工毛を 1 本 1 本まつ毛につける手法が主流となっている。

扱い方やまつ毛の状態により個人差はあるが、3～4 週間でつけ直すのが一般的である。



まつ毛エクステのイメージ

２．相談者の概要

PIO-NET に相談が寄せられたまつ毛エクステに関する危害・危険 156 件のうち、実際に何らかの危害を受けているものは 154 件である。

① 年度別件数の推移

156 件の年度別件数の推移は、2004 年度 2 件、2005 年度 7 件、2006 年度 11 件、2007 年度 36 件、2008 年度 50 件、2009 年度 50 件である。

② 相談者の属性

155 件が女性（不明 1 件）で男性はいなかった。

年齢は、10 歳代 1 件、20 歳代 71 件、30 歳代 45 件、40 歳代 20 件、50 歳代 5 件、60 歳代 2 件である（不明 12 件）。

③ 危害部位

危害の部位は「眼」が 145 件、「顔面」7 件、その他が 2 件である。ほとんどが目及び目元の危害である。

④ 危害の内容

危害の内容でもっとも多いのは「その他の傷病及び諸症状」93 件、「皮膚障害」45 件で、以下「感覚機能の低下」7 件、「刺傷・切傷」5 件、「熱傷」2 件、「擦過傷・挫傷・打撲症」1 件である（不明 1 件）。

「その他の傷病及び諸症状」の具体的な症状は、眼の充血や痛み、炎症やアレルギーなどが多い。

⑤ 危害程度

危害の程度は「治療 1 週間未満」が 33 件、「1～2 週間」28 件、「3 週間～1 ヶ月」4 件、「1 ヶ月以上」4 件、「医者にかからず」32 件、「不明」53 件であった。

３．主な事例

【事例 1】

まつ毛エクステをした日の夜から目が痛くなり、涙が止まらなくなったので救急で眼科に行くと、角膜全体に傷がついている、接着剤が原因ではないか、しばらく通院が必要と言われた。翌日店舗に事情を話したが対応が悪い。1 ヶ月半ごとに通っていたが今までこのようなことはなかった。

（2009 年 11 月受付、東京都・30 歳代・給与生活者）

【事例 2】

通っているネイルサロンでまつ毛エクステをしたが、ここ数回目が痛くなる。サロンで軟膏をくれたが、効かないので眼科で診てもらったら、薬剤で腫れが発生していると言われた。店に苦情を言うと、アレルギー体質だと言われたが、他の客の苦情に

もそう言っているようだ。美容師の資格もないらしい。

（2009年11月受付、滋賀県・20歳代・無職）

【事例3】

無料情報誌を見て行ったまつ毛エクステ。施術の翌日に取れてしまったので店に申し出たところ、リムーバーで除去されてまつ毛が抜けてしまい、まぶたが腫れてしまった。病院へは行かなかったがしばらくまぶたがかぶれ、まつ毛は半年たってやっと3ミリほどに生えてきた。店が対応してくれない。

（2009年10月受付、福岡県・40歳代・家事従事者）

【事例4】

エステサロンでまつ毛エクステをしたらまぶたが腫れた。店に申し出ると、治療を受けて診断書を出せば治療費を支払うと言われたので、治療を受け、アレルギー反応であるとの診断書を提出した。その後、店舗側はグルー（接着剤）の合う合わないは顧客の状態によるからと言い出し、対応してくれなくなった。

（2009年9月受付、大阪府・20歳代・給与生活者）

【事例5】

まつ毛エクステの施術途中から目が痛くなり、開けていられない状態になった。翌日眼科に行ったところ、角膜に傷がついており結膜炎にもなっていると診断された。コンタクトレンズも使っているので100%エクステが原因かどうかは断言できないが、可能性があると言われた。店に申し出たらクレーマー扱いされた。

（2009年8月受付、埼玉県・20歳代・給与生活者）

【事例6】

まつ毛エクステの施術中、痛いと言ったら接着剤を変えれば大丈夫かもしれないと言われ変えたが、痛かったので途中でやめて帰った。その後も充血が取れないので店に申し出、責任者と話したいと伝えたが応じてもらえず、承諾書に記入し署名もあるのでトラブルがあっても対応しないと言われた。

（2009年5月受付、東京都・20歳代・家事従事者）

4．危害事例にみられるまつ毛エクステの問題点

① 美容師の資格を持たない者が施術している

まつ毛の施術には美容師資格が必要であるが、事例には美容師資格を持っていない人が施術していると思われるケースがみられる。

② 目元の施術であることや接着剤の使用など危害が生じる要素が多い

まつ毛を加工したり目元で化学物質を使う施術は、目に不要な刺激を与えたり目の危害に直結する危険がある。

エクステ用の接着剤の正確な成分は不明だが、瞬間接着剤と同じシアノアクリレート系が主だと思われる。シアノアクリレート系の接着剤は接着速度が早いが、人体ともよく接着するうえ、皮膚につくとやけどの危険性もある。

まつ毛エクステの施術には、目やまつ毛に関する知識や、高度な技術と細心の注意が必要である。

③ トラブル時の対応に問題のある店舗が見られる

危害が生じたことを店舗に申し出ても、責任者が対応しなかったり、アレルギー体質によると決めつけて責任を認めなかったり、同意書や念書へのサインを理由に一切対応しないなど、サービスを提供する事業者として対応に疑問が持たれる店舗もある。

５．専門家の助言

梶田眼科院長　医学博士　梶田雅義氏

まつ毛エクステをしたあとで目のトラブルを訴える症例は、以前は月に 1～2 件であったが、最近は週に 1～2 件は見るようになった。年齢も幅広く、ほとんどの患者が、痛みやひりひり感、充血がひかないといった症状で訪れる。接着剤や他の薬剤が目に入り傷がついた例や、人工まつ毛が目の方向に向いてついてしまっている例、中には人工まつ毛が角膜に刺さっていた例もある。

まつ毛エクステを行って 1～2 週間くらいたってから症状が現れることもある。自分のまつ毛が伸びて、その先に人工まつ毛がついているので、重みでまつ毛が垂れてきてそれが角膜に触れてしまったり、接着剤の固まりがまぶたの裏にはりついたりして角膜を傷つけてしまったのが原因である。

まぶたやまつ毛は汚れや細菌から目を防御するために機能している。人工まつ毛をつけていると、目元をきちんと洗いにくくなるので、目元を清潔に保つことが難しくなる。その結果ものもらいなどができやすくなるうえ、できてしまったときに治療の妨げになる。眼科医としては、目の病気を防止するためにも目元は清潔にしておくことを勧める。

まつ毛エクステをしたい場合は、継続してつけておかず、まつ毛を休め、目元を清潔に保持できる期間を作ることが大事である。

また、少しでも異常を感じたらすぐに眼科を受診するべきである。小さな傷であっても、放っておけば細菌などが入り、炎症や潰瘍（かいよう）などになる場合がある。角膜潰瘍（かいよう）は治療が遅れれば視力の低下を招くこともある。

６．消費者へのアドバイス

① まつ毛エクステの施術は目への危険が懸念される

目及び目元は皮膚が薄く粘膜と接しているので非常にデリケートな部分である。まつ毛エクステは、その粘膜に接して生えているまつ毛に人工毛を瞬間接着剤等で接着する施術である。接着剤などの化学物質を目の近くで使うこと、異物を貼りつけること、目元で細かな長時間の作業を行うことなど、目には危険や負担を伴う行為である。

危険性を理解し実施するかどうかよく考えよう。

② 問題が発生したらただちに診察を受け、まつ毛エクステを行ったことを告げよう

医師の診察を受けても、症状だけでは原因がわからず、医師も単に原因不明の結膜炎やアレルギーとして投薬治療で終わることもある。まつ毛エクステが原因と思われる場合は、施術をしたことをきちんと告げて診察をしてもらおう。

③ まつ毛エクステの施術で危害を受けたら情報提供をしよう

厚生労働省では、まつ毛の施術は美容師法上の美容であると位置づけている。まつ毛エクステで危害を受けたり、美容師ではない人が施術をしていると思われたら、消費生活センターへ相談の上、地域の保健所や衛生担当部署等へ情報提供する。

７．事業者への要望

① まつ毛の施術は美容所としての届け出と美容師の資格がなければしてはいけない

厚生労働省から 2008 年 3 月 7 日付けで「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」という通知が各自治体の衛生主管部宛に出されている。それによると、まつ毛エクステは美容師法に基づく美容に該当すると明言されている。施術は美容所の届け出のある施設で美容師の有資格者でなければしてはいけない。

② まつ毛エクステに関する知識や技術の向上が必要である

まつ毛エクステを行うには、取り扱う接着剤などの素材や、目や目元の人体についてなど、さまざまな知識と高度な技術が必要である。美容師資格を持っていてもこれらの知識や技術的な訓練を受けていなければ危害は生じやすい。危害の防止のため知識や技術の向上を求める。

③ サービス提供事業者としての対応を整備すること

トラブル発生時の対応がずさんな店舗も多い。まつ毛エクステはその部位や施術の内容から危害が生じやすいので、それらを想定した事業者としての対応を、責任をもって整備するべきである。

８．行政への要望

厚生労働省の通知が発信された後も、まつ毛エクステの施術による危害の相談は増加している。中には美容師法に抵触しているおそれのある例も見られる。危害の未然防止・拡大防止のため、関係機関等により適切な対応が行われるよう要望する。

【要望先】

・消費者庁消費者情報課地方協力室

【情報提供先】

・厚生労働省健康局生活衛生課

・経済産業省商務情報政策局サービス産業課

・日本眼科学会

・全日本美容業生活衛生同業組合連合会

・財団法人日本エステティック研究財団

・日本エステティック振興協議会

・一般社団法人日本全身美容協会

＜参考資料１＞

１．東京都の公表資料

・生活文化スポーツ局

「消費者危害情報！まつ毛をつけたら、まぶたが腫れて目が充血？！」

（平成 20 年 2 月 21 日公表）

http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/02/20i21600.htm

２．厚生労働省の通知

「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」

（健衛発第 0307001 号　平成 20 年 3 月 7 日）

http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/200313-a00.pdf

まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について

（平成 20 年 3 月 7 日）

（健衛発第 0307001 号）

（各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長あて厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

今般、東京都生活文化スポーツ局消費生活部長より、別紙のとおり、近年のまつ毛エクステンションの流行に合わせて、消費生活センター等へ寄せられる危害に関する相談件数が増加し、まつ毛エクステンション用の接着剤による健康被害がみられるとの情報提供がされたところである。

貴職におかれては、管下の美容所等において、かかる行為により事故等のおこることのないよう営業者等に対し周知徹底を図るとともに、再度、本職通知の趣旨に基づき、美容業務の適正な実施の確保を図られるよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、美容師法第 2 条第 1 項の規定において、美容とはパーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすることをいうとされており、通常首から上の容姿を美しくすることと解されているところである。ここでいう「首から上の容姿を美しくする」ために用いられる方法は、美容技術の進歩や利用者の嗜好により様々に変化するため、個々の営業方法や施術の実態に照らして、それに該当するか否かを判断すべきであるが、いわゆるまつ毛エクステンションについては、①「パーマネント・ウエーブ用剤の目的外使用について」（平成 16 年 9 月 8 日健衛発第 0908001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）において、まつ毛に係る施術を美容行為と位置付けた上で適正な実施の確保を図ることとしていること、②「美容師法の疑義について」（平成 15 年 7 月 30 日大健福第 1922 号大阪

市健康福祉局健康推進部長照会に対する平成15年10月2日健衛発第1002001号厚生労働省健康局生活衛生課長回答)において、いわゆるエクステンションは美容師法にいう美容に該当するとされていることから、当該行為は美容師法に基づく美容に該当するものであることを申し添える。

3．アメリカ合衆国の状況等

① アメリカ合衆国の美容業に関する制度

アメリカ合衆国では、美容業に従事するためには各州ごとに規定されているライセンスを取得しなくてはならない。コスメトロジー（Cosmetology）ライセンスは美容の総合的なライセンスであり、これを取得すれば、ヘアー、メイク、ネイル、エステなど美容全般のサービスに従事することができる。しかし、ネイリスト、エステシャン、ヘアーデザイナー、美容師など個別のライセンスのみを取得した場合はそのサービスしかできない。

施術の概念は日本とは少し異なり、例えばエステティックの施術にはフェイシャルだけでなくメイクアップがあり、まつ毛エクステもそのひとつとして行われているようである。

② ＦＤＡ（米国　Food and Drug Administration）のまつ毛エクステに関する情報

FDAのホームページからは、まつ毛エクステの施術やサロンサービスに特化したレポートは確認できなかったが、アイメイクについての消費者への情報の中にまつ毛エクステに関する記述があるので、参考として以下に紹介する。

ここで述べられているまつ毛エクステは、化粧品として扱われており、サロンサービスではないと思われるが、注意喚起の要点は共通していると思われる。

なお、この翻訳は、当センターの責任において行ったものである。

・Product Information , Cosmetics「Eye Cosmetic Safety」
http://www.fda.gov/Cosmetics/ProductandIngredientSafety/ProductInformation/ucm137241.htm

（略）

付けまつ毛やまつ毛エクステンションはどうだろうか？

FDAは付けまつ毛やまつ毛エクステンション、その接着剤を化粧品と見なしているため、これらはいずれも化粧品に対する安全性および表示要件をしっかり守らなければならなりません。付けまつ毛やまつ毛エクステンションを所定の位置に保つためには接着剤が必要となります。まぶたはデリケートであり、目の周りで

のアレルギー反応や炎症、その他の傷はとりわけやっかいになる可能性があることを覚えておきましょう。このような接着剤を使う前には成分をチェックしましょう。

（略）

・Consumer Health Information 「Use Eye Cosmetics Safely」(2008年11月10日)

http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm048943.htm

（略）

付けまつ毛やエクステンションは注意して使いましょう

付けまつ毛およびエクステンション、その接着剤も同様に、化粧品に対する安全性および表示要件を満たさなければなりません。まぶたはデリケートなので、目の周りでアレルギー反応や炎症、あるいは傷が生じる可能性があります。成分を確認して、あなたがその接着剤にアレルギーがないことをチェックしましょう。

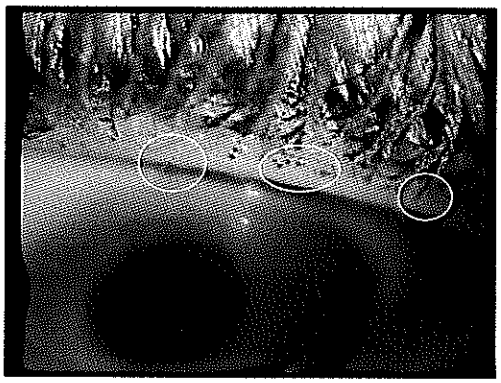
（略）

＜参考資料２＞

まつ毛エクステをしたのち、異物感と傷みを訴え受診した患者の例。

どちらも何らかの繊維が一緒に貼りついたために、角膜を傷つけ、角膜炎を起こしていた。

症例１



○の部分についた繊維が角膜に引っかき傷をつけていた。



角膜上部、黄色に染まった部分が傷。

症例２



何か透明な繊維が一緒に貼りつけられており、それが角膜表面を引っかいていた。

〔写真提供：梶田眼科　梶田雅義先生〕

<title>まつ毛エクステンションの危害</title>

健康局生活衛生課
健衛収 0217 第 1 号
H22. 2. 17

（別紙２）

消 政 調 第 9 号
平成２２年２月１７日

厚生労働省健康局生活衛生課長
松岡　正樹　殿

消費者庁政策調整課長
黒田　岳士

消費者庁 政策調整課長之印

まつ毛エクステンションに係る安全性の確保について

まつ毛エクステンションに係る消費者事故等については、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づき、平成 21 年 12 月 8 日付けで関係行政機関等から消費者庁に重大事故等として１件通知されており、平成 21 年 12 月 16 日付けでその概要について当庁より公表したところです。

また、今般、独立行政法人国民生活センターがまつ毛エクステンションの危害に係る資料を平成 22 年２月 17 日付けで公表しましたが、その中では当該施術に係る危害相談が増加していること、美容師でない者が施術を行うといった美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）に抵触する可能性のある事例も見られることなどが報告されております。

まつ毛エクステンションは安全性に十分な配慮がなされなければ、目などに大きな負担を伴う行為であり、目や目元における危害は重大な消費者事故等につながるおそれがあることから、消費者庁としても当該施術に係る安全性の確保をより充実していく必要があると考えています。

まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底については、平成 20 年３月７日付け健衛発第 0307001 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知をもって、貴課より美容業務の適正な実施の確保を図るよう都道府県等衛生主管部（局）長あて通知しているところですが、消費者の安全・安心の確保を図る観点から、貴課におかれましては、まつ毛エクステンションの危害防止を更に徹底するよう、下記についてご対応いただきますようお願いいたします。

記

1　まつ毛エクステンションを行っている美容所等への監視指導を強化するとともに美容師法に抵触する営業者及び施術者に対して適切な措置を講じるよう、監督権限を有する都道府県等に要請すること

2　今般の独立行政法人国民生活センターの公表資料に示された危害状況等を広く国民に周知するとともに、危害防止の徹底を営業者に周知するなど、施術の安全性の確保に係る施策を推進すること